

平成28年第6回新居浜市農業委員会農政部会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成28年6月6日(月曜日) 14:40～15:20
(2) 会議の場所 消防庁舎4階 コミュニティ防災センター

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 14人

第1番	篠原 浩司	第2番	真木 増次郎
第3番	久枝 啓一	第4番	藤田 幸正
第5番	小野 輝雄	第6番	小野 義尚
第7番	高橋 繁	第8番	高橋 敬雄
第10番	近藤 上	第11番	合田 有良
第12番	村尾 浩一	第13番	松木 忠夫
第14番	高橋 征三	第16番	加藤 武雄

(2) 欠席委員 1人

第9番 曾我部 英敏

(3) 農政部会委員外委員 14人(農地部会委員)

農地部会長	岡部 正明	篠原 修
	寺尾 俊行	小野 春雄
	守谷 博明	神野 賢二
	岡田 充	矢野 重明
	福田 満壽夫	山下 元
	桑山 尚久	村上 勝利

3 会議に出席した事務局職員

事務局長 戸張 博司 事務局次長 横川 俊彦
農政係長 山之内 奈緒美 臨時職員 中山 麻美

4 傍聴者 なし

5 会議に付議した事項

議案第1号 「農業委員・農地利用最適化推進委員について」



6 議 事

14時40分開会

横川次長

ご起立ください。礼。ご着席ください。

委員の出席状況をご報告いたします。

在任委員15人、出席委員14人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告致します。

それでは、藤田農政部会長、よろしく願いいたします。

藤田部会長

皆さん、こんにちは。

農繁期、まっただ中、まっただなしでございます。皆さん、体調に気を使われまして、この農繁期を乗り切っていただきたいとおもいます。

それでは、ただいまから平成28年第6回新居浜市農業委員会 農政部会を開会いたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、部会長において 高橋 征三 委員さんと 加藤 武雄 委員さんを指名いたします。御両名よろしく願いいたします。

本日は、御案内しておりましたとおり「農業委員・農地利用最適化推進委員について」を議題といたします。それでは、事務局に説明いたさせます。

横川次長

前回、前々回の部会でたたき台をご提示いたしました、2回とも他の議題もあり、十分検討頂くお時間をとれず申し訳ございません。

資料1をご覧ください。前の部会でもご説明いたしましたが、法改正の主な概要と、今後対応が必要と思われる事項をまとめてみました。

これら定数条例等の基本事項としまして委員数・地区割・報酬がございます。委員数・地区割とも地域でお話頂く必要があるかと思えます。また、別に部会の設置についても、お諮りしたいと考えております。

そこで、本日はまず支所ごとに分かれて頂き、それぞれに地区割が適当であるか、また希望される委員数等についてお話頂きたいと思えます。議会推薦・団体推薦の委員さんにつきましても、関係の地区にお入り頂き、ご意見をお出し頂け

たらと思います。なお多喜浜支所の寺尾委員さんにつきましては、神郷支所と合同でお話頂けたらと思います。

ご意見がまとまりましたら、お名前を赤で書かせて頂いた委員さんの方でお手元の取りまとめ用紙にご記入頂き、事務局までお届けください。各地区から出された要望をまとめ、活動範囲の変更・委員数の増減等が必要な場合は役員会にお諮りして、総会でご提示する案について話を進めてまいりたいと考えております。

部会の互選を参考にさせていただき、支所ごとに割り振りをさせて頂いておりますので、お名前を赤で書かせて頂いた委員さんの方へお集まり頂き、お話頂けたらと思います。また、人数の多い地区につきましては、周りに置いておりますテーブルもご利用ください。よろしく願いいたします。

藤田部会長

以上、事務局から、農業委員・農地利用最適化推進委員の定数等の協議について説明をしていただきました。ここまでについて、質問やご意見等はございませんか。

ないようでございますので、地区ごとの協議に入っていたきたいと思います。協議が終わりますまで、暫時休憩いたします。

(休憩)

藤田部会長

休憩前に引き続き、会議を開きます。結果について事務局から説明いたします。

横川次長

皆様のご意見をまとめましたところ、農業委員の推薦地域の設定は、3の4ブロックというご意見、推進委員の推薦地域に付きましては、1の支所ごとのご意見が多いようです。農業委員・推進委員の希望数は、それぞれの支所で定員の上限を超えております。

この結果につきましては、地区ごとのご希望も加味させていただき、役員会にお諮りして、総会でご提示する案について話を進めてまいりたいと考えております。以上です。

藤田部会長

ありがとうございました。

今、事務局より説明されました結果について、質問がご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田部会長

今後は、今回頂いたご意見を役員会で検討頂き、開催を予定しております総会で協議の後、条例案を決議いただくことになろうと思います。

続いて、部会設置について、事務局から説明を願います。

横川次長

部会の設置についてご説明いたします。法改正により、農地・農政としての部会設置が出来なくなりました。事務局としては、会議の規模的にも今後は部会を設置する必要性が低いのではないかと考えております。

他市の対応としても、県内で新体制移行済みの西予市でも部会を廃止しており、部会については廃止の方向で進めてまいりたいと考えておりますが、皆さんのお考えを伺えたらと思います。

藤田部会長

ただ今の横川次長の説明に対しまして、何か質問やご意見等はございませんか。

どうぞ。小野会長。

小野会長

農業委員19名、推進委員が15名。議決権は、推進委員にはないんですけれども、全員で会合をするのかどうか。そういう所も、議論をする必要があるのではないかと。部会は農地法の有無については農業委員19名、議決権はないけれども、推進委員もはいて、農政部会のようなものをするのだろうか。

藤田部会長

はい、横川次長。

横川次長

はい。部会といいますのが、今回は法改正におきまして、農地であるとか、農政であるとか、今までやってきたこととは全く違う部会になります。と、といいますのが、地域部会ということになりまして、例えば、どちらかの地区で非常に大きな問題がある、という場合が起きますと、そこでまず話をしてそこで決めてしまうという話になろうかと思えます。それが、今後設置される部会という形になります。ただ、前の部会で、もし農地農政の部会で決められたことは、農業委員会の決定とするという法律条文は、今回の法律にもついておりますので、逆にいいますと、部会・地区で決められた事が、農業委員会の総意になってしまう、という逆転現象が起こる可能性もございます。基本、今まで、農地・農政でやってお

りましたことにつきましては、総会を開いて、その中で、例えば一部を農地にして、二部を農政にする、というような形になろうかと思えます。推進委員さんについては、部会についても議決権はございませんが、意見をいうことはできますので、確実に出てこなければならぬということではなく、参加していただけるようにしようとは思いますが、推進委員さんから、自分たちの意見が通らないのはおかしいという意見がでる可能性もございます。そういう意味で、部会を設置すること自体、あまり意味はないかな、と考えます。

藤田部会長

他にございませぬか。

今までとは全く違った体制となりますので、今日まで何度か、農業委員さん、推進委員さん等についてのお話をさせていただき、本日、最終的な地域でのお話をし頂き、それを役員会の中で協議して、最終案を総会の前に皆さんに提示する、ということになります。部会の事につきましても、さきほど事務局から説明があったように、農業委員さんには議決権があり、推進委員さんには議決権がない、ということも含め、最終的に総会の中で割り振り等についても、決定をして頂くということになろうと思えます。

皆さん方から賜りました案について、まとめて話し合って提示することになろうと思えます。色々案を出していただきまして、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、平成28年 第6回新居浜市農業委員会 農政部会を閉会いたします。

横川次長

御起立ください。礼。ありがとうございました。

◇

新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により
ここに署名する。
新居浜市農業委員会農政部会

部 会 長

委 員

委 員